

下級裁判所裁判官指名諮問委員会仙台地域委員会（第2回）議事要旨

（仙台地域委員会庶務）

第1 日時

平成15年9月26日（金）午後1時

第2 場所

仙台地方裁判所中会議室

第3 出席者

（委員）河上正二・倉田靖司・佐々木廣充・千葉勝郎（委員長）・樋口晟子

（庶務）中鉢仙台高裁総務課長，宮城仙台高裁総務課課長補佐

（説明者）秋葉仙台高裁事務局長

第4 議題

1 経過報告等

(1) 第4回下級裁判所指名諮問委員会における議事の概要について

(2) 情報受付の周知依頼について

2 議事

(1) 第1回仙台地域委員会の議事要旨の確定について

(2) 指名候補者に関する情報受付の周知依頼の範囲について

(3) 提供された情報の取扱いについて

(4) 平成15年度新任判事補候補者に関する情報収集について

(5) 第2回委員会の議事要旨確定の手順・方法について

(6) 議事内容の公開について

3 次回の予定について

第5 配布資料

仙台地域委員会（第1回）議事要旨（案）

司法修習生に関する規則

第6 議事

委員会冒頭で，委員長から仙台高裁事務局長が説明者として出席することについて提案があり，了承され，入室した。

1 第1回仙台地域委員会の議事要旨の確定について

第1回委員会の議事要旨については、大方の委員の認識が一致したところでとりまとめるということで全委員の了解が得られ、所定案のとおり確定された。

なお、本日確定された議事要旨について、事前及び本日述べられた意見は別紙のとおり。

2 指名候補者に関する情報受付の周知依頼の範囲について

庶務から、判事補から判事への任命、判事の再任の場合の情報収集の在り方についての第1回仙台地域委員会の取りまとめに対して、中央の第4回委員会において、「指名候補者の現任庁に対応する検察庁、弁護士会に対してのみ、指名候補者の名簿を提供する扱いとするよう仙台地裁委員会に伝える」との取りまとめがなされた旨報告された。

これに対し、委員から、「中央の委員会において、当地域委員会方式が議題になったようであるが、この問題は、正式に中央の第4回委員会の議事要旨が送付されるまで検討を留保すべきである。」、「札幌地域委員会では、中央の第4回委員会後も、北海道全部に情報収集を依頼すべきではないかとの議論がなされている。地域委員会においては、中央で決まっても、この程度のことはやってもよいのではないか。」との意見が述べられ、これに対して、他の委員からは、「個々の裁判官の間の不均衡ということを考えれば、仙台地域委員会だけが情報収集の範囲を広げるのはいかがなものか。もともと開示する情報は裁判官の個人情報であり、プライバシーに配慮すべきではないか。」との意見、「できるだけ多くの情報が入ればそれに越したことはないが、用もないのに広く情報収集依頼をする必要はなかろうという意味から、1回やって見て、必要がなければ縮小すればよいと前回述べたところである。ただ、そのような取扱いが他庁にないのであれば、仙台だけそれをやるには何か特別の事情がないと他の地域委員会とのバランスから具合が悪い。中央の方で横並びでやった方がよいと言うのであれば、それに従ってやればよいのではないか。」との意見が述べられた。その上で、次のとおり取りまとめた。

議事要旨が届いていない現段階においては、指名候補者の現任庁に対応する庁会にのみ情報収集を依頼するという形で止めておくこととし、他の庁会に情報収集を依頼するかどうかは、中央の第4回委員会の議事要旨が送付された後の次回の委員会で協議する。

3 提供された情報の取扱いについて

(1) 仙台弁護士会長名による情報提供について

仙台弁護士会長名による「当会会員に書面によるアンケート調査を実施したところ、再任を不相当とする意見はありませんでした。」との情報提供について、委員から、「弁護士会が情報をアンケートにより取りまとめて出すということは予定していないので、庶務から、改めて、要請文書の内容について弁護士会に説明をしてはどうか。」との問題提起がされた。これに対し、「広く情報が集まること自体は構わないのではないか。仙台弁護士会が独自性を持って行ったことについて、地域委員会がとやかく言うのは筋違いではないか。」という意見が述べられた。他方、「仮に不相当とする意見があった場合に、弁護士会がそれを取りまとめて報告するとなれば問題であり、そのような情報が出てからでは取り返しがつかないので、念のため確認をしておく必要がある。」との意見、「検察庁が同様のことを行えば、行政機関が裁判官の資質について常に調査をしているとの形になり問題である。」との意見が述べられた。その上で、次のとおりとりまとめた。

当該弁護士会には、庶務から、要請文書の内容を改めて説明し、手続に則った情報の集め方をしていただくよう確認することとする。

(2) 福島県弁護士会所属弁護士からの情報提供について

提供された書面の内容について、「現職の弁護士が、現職の裁判官について情報を顕名で出すということは相当大変なことである。提供された情報については、1件でも真摯に取り上げて議論をしていただきたい。」、「明らかに行状が悪いという情報であれば1件でも取り上げることになるだろうが、訴訟指揮が強権的であるとかといった一方的な物言いの一つだけでは心証が取れない。」、「訴訟進行において、裁判官の発言にしばしば威圧的などころがあるというのであればともかく、この情報だけで再任拒否の問題につなげるというのはどうか。」、「問題とされている事件は11月20日に判決が予定されている現に係属中の事件であり、当該事件の関係者にいろいろ聴くというのは、時期的な問題がある上、本来、訴訟手続の中で解決することができる事柄である。個々の事件の審理、裁判のためにこの制度が利用されるということでは、この委員会の制度趣旨からかけ離れるのではないか。」、「本件は、裁判官が訴訟手続外で、弁護士へ直接電話した際の発言が問題とされている事例であるから、訴訟手続の中で解決する方法はないと思われる。もともとこ

の制度は、裁判官に対する信任とともに、裁判官がどういう訴訟指揮をしているかといったことも含めて、国民の意思を指名手続に反映させるというものではないか。現に係属中の事件についても、当然に問題にし得る。」との意見があった。

また、提供された情報の事実確認の必要性について、「提供された情報について、弁護士に具体的に確認する、あるいは当該裁判官に伺うという方法がある。」、「この書面だけでは事実関係が全くわからない。調べるのであれば、立ち会った検察官を調べるのが公平であろう。」、「地域委員会としては、情報の信憑性を調査しないと、中央の委員会に上げるべきかわからない。」との意見、「現段階でリアクションを起こすこと自体が、この事件の帰趨に与える影響が大きいのではないか。訴訟当事者の一方が不満を持ったときに、この制度を利用するということになると、何のためにこの制度があるのかということになる。」、「現在進行中の事件について、事件関係者が、判事任官10年目であることを奇貨として、自分に有利になるような形でこの制度を利用し、心理的圧力をかけるということはないか。」、「仮にこの書面の内容が事実だとしても、数が集まれば検討されるという程度の情報ではないか。」、「調査は、裁判の独立の問題と提供された事実の軽重との兼ね合いを見て考える必要がある。何か情報がある度に、外にも情報がないかと積極的に動くということでは、この制度はもたないのではないか。」、「提供された情報が再任拒否に当たるような重大な事柄に結び付きにくいということであれば、審理に対する影響ということもあるので、情報収集は慎重であった方がよい。」との意見があった。

また、本件情報を中央の委員会に上げるべきかどうかについて、委員から、「地域委員会に提供された情報の取りまとめは、指名の適否に重要な影響を及ぼすか否かの観点から行う。」旨の中央の第2回委員会の取りまとめ内容を説明したのに対して、「当該裁判官は、郡山支部に来て1年ちょっとなので、余り情報が集まらなかったのではないか。この情報だけでは再任拒否が相当ということまでは明確に言い切れないが、他の地域委員会に寄せられた情報と合わせると複数の情報になるということもあるので、提供された情報は、すべて中央の委員会に上げるべきである。」との意見があった。

以上の意見を踏まえて、次のとおりとりまとめた。

今日現在では、今回提供された情報だけでは、積極的に情報収集は行わず、中央

の委員会に送るかどうかも含め、次回までに集められた情報を見た上で、改めて検討することとする。

(3) 次回期日までに提供された情報の取扱いについて

次のとおり全委員の了解が得られた。

ア 次回期日までに情報が提供された場合の取扱いについては、集まった都度、庶務の方から、電話により、対象者の名前のみを各委員に連絡する。

イ 情報資料については、庶務において保管し、委員は随時来庁して閲覧していただく形とする。

ウ 提供された情報について、事前に何か対応しなければならないという時には、委員長が委員長代理と協議の上で対応を検討する。

エ 委員の方から臨時に委員会を召集してほしいとの要請がある場合には、別途検討することとする。

4 平成15年度新任判事補に関する情報収集について

事務局長から、司法修習生の実務結果報告書提出後の実務庁会と研修所との関係について、「実務庁会は、各庁会における修習が終わった段階で速やかに実務修習結果報告書を提出していただくことになっているが、実務修習結果報告後の事情であっても、報告すべき特段の事情がある場合は、追加的に報告することは差し支えないし、特に、違法行為や非違行為などがあった場合は、司法研修所長に対して、積極的に報告してもらわなければならない。」旨説明がなされ、その上で、司法修習生から判事補への任命の類型については、一般的な情報収集は行わないが、地域委員会に特段の情報が寄せられた場合は、その情報を中央の委員会に提供することとされた。

5 第2回委員会の議事要旨確定の手順・方法について

第1回の議事要旨と同様に意見を要約する形でまとめることとされた。

第2回議事要旨案は事前に各委員に送付して、次回にこれに対する意見を伺って議事要旨を確定させる。

なお、倉田委員が任を離れることから、議事要旨の確定については他の4人の委員に委任することです承が得られた。

6 議事内容の公開について

確定した第1回の議事要旨については、そのままホームページに掲載して公開することとされた。

第2回のホームページ掲載用の議事要旨については、別途庶務において案を作成して委員の了解を得ることとされた。

第7 次回の予定について

次回の委員会は、10月31日（金）午後1時から開催されることとなった。